

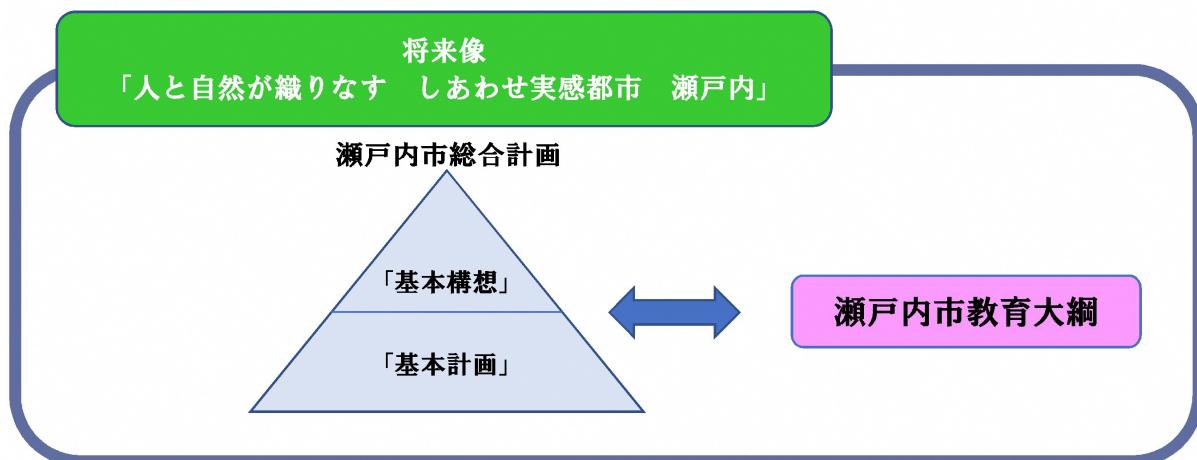
1 大綱策定の目的

この大綱は、市長部局と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育に係る課題やあるべき姿を共有するとともに、市民と行政が協働し、A L L瀬戸内で未来に輝く人づくり、まちづくりに取り組むことにより、瀬戸内市自治基本条例（平成18年瀬戸内市条例第8号）に掲げる「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」の実現を図ることを目的として策定するものです。

2 大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づき策定するもので、現下の社会情勢、本市の実情及び教育に関するまちづくりの主要課題を十分に踏まえ、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針として、5つの重点施策を定めています。

なお、この大綱は、「瀬戸内市総合計画」の「基本構想」及び「基本計画」を踏まえ、市長と教育委員会で構成する瀬戸内市総合教育会議において協議を重ね、新たな視点を取り入れて策定しています。



3 大綱の期間

この大綱の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

また、国、県の動向その他社会情勢等の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います。